

平成 28 年 4 月 13 日

第 24 回柔道整復師国家試験において受験無効者を  
合格又は不合格とした事案に関するご報告とお詫び

平成 28 年 3 月に合格発表が行われた第 24 回柔道整復師国家試験において、卒業延期により受験無効扱いとすべき 7 名の受験者に対し、合否の判定を行い、7 名のうち 1 名を合格としていた事案があったことが判明しました。

当財団では、本件事案を厚生労働省に報告するとともに、上記 7 名については、事務処理誤りを訂正しました。

関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げますとともに、このようなことが二度と発生しないよう、事務処理体制の見直しと再発防止策の徹底を図ってまいります。

【本件に関するお問い合わせ先】

公益財団法人柔道整復研修試験財団

事務局 長 植田 正孝

試験部長代理 金子 和代

(電話) 03 (6205) 4731

## 1. 概要

柔道整復師国家試験の合否判定においては、卒業延期となった受験者の受験は無効としています。

今回、7名の受験者については、卒業延期となったにもかかわらず、受験者として処理したことにより、本来、受験無効としなければならないところ合格者1名と不合格者6名として合否判定を行い、合格発表を行いました。

(参考)

### 第24回柔道整復師国家試験の概要

実施日：平成28年3月6日

合格発表日：平成28年3月28日

	受験者数	合格者数	合格率
誤	7, 122名	4, 583名	64.3%
正	7, 115名	4, 582名	64.4%

## 2. 原因

養成施設から提出された卒業延期者名簿を、当財団担当者が電算システムにデータ入力した際に、データを保存せず、その後の確認も不十分なまま合否判定を行ったことによるものです。

## 3. 対応

合格とした受験者(1名)及び不合格とした受験者(6名)には、卒業延期により受験が無効になっているにもかかわらず、合格通知又は不合格通知を送付したことをご説明し、ご迷惑をかけたことをお詫びしました。

## 4. 再発防止策

- 業務マニュアルを見直し、合否判定に係る事務の手順を明確にします。
- 合否判定に必要な情報の確認については、複数の職員で確認する体制を確立します。
- 電算システムを改善し、データ入力した際に自動保存されるようにするとともに、卒業延期の有無について学校、養成施設別と受験者別のデータが合致していない場合は、警告を表示できるようにし、システム上の誤りが起こり得ないようにします。

## 5. 処分

今回の事案を受け、当財団においては、代表理事及び事務局長を減給1月(1割)の処分とする予定です。

(参考) 参照条文

○柔道整復師法 (昭和45年法律第19号) (抄)

(受験資格)

第12条 試験は、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者 (この項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。) で、3年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。

2 (略)

○柔道整復師国家試験の施行 (平成27年9月1日 官報) (抄)

5 受験手続

(1) 試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア (略)

イ (略)

ウ 修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書  
若しくは卒業見込証明書

ただし、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあつては、平成28年3月17日 (木曜日) 午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。